



障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金のご案内

障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 障害福祉のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間障害福祉職員として業務に従事することで**返還が全額免除**されます。

たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。		
	子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等
		
転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウェアなどの業務用被服費

ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「障害福祉分野就職支援金」の対象です。

- (1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した方（※）
 - 介護職員初任者研修 ○居宅介護職員初任者研修 ○障害者居宅介護従業者基礎研修
 - 重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）
 - 同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること） ○行動援護従業者養成研修
 - (2) 障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している方
 - (3) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
 - (4) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方
 - (5) 他業種で働いていた方
 - (6) 予め福島県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行った方
- ※ 就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にお問い合わせ先にご相談ください。

返還の免除について

福島県内で障害福祉職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 人材研修課 福祉サービス支援室
(TEL：024-523-1256)